

西東京市文化芸術振興計画
「平成 30 年度施策・事業評価（平成 29 年度分）」実施概要

1 実施背景

西東京市では、平成 22 年 4 月 1 日に施行された文化芸術振興条例の基本理念に基づき、平成 24 年 3 月に文化芸術振興計画を策定し、計画の施策の推進及び点検・評価を行うため、学識経験者や公募市民等で構成された「文化芸術振興推進委員会」及び関係各課の代表で構成された「庁内検討委員会」を設置した。

2 実施目的

計画の施策を推進するためには、各施策展開について、実効性を確保するための進行管理を行う必要がある。そこで、各施策に対して、「計画 (Plan)」「実行 (Do)」「点検・評価 (Check)」「見直し (Action)」の P D C A サイクルを繰り返し行うために、施策・事業評価を実施する。

3 計画事業所管課及び対象事業数

文化振興課 56、企画政策課 2、秘書広報課 5、情報推進課 2、管財課 4、高齢者支援課 7、障害福祉課 4、健康課 1、子育て支援課 1、保育課 1、児童青少年課 9、子ども家庭支援センター 1、スポーツ振興課 6、産業振興課 1、協働コミュニティ課 2、環境保全課 3、道路管理課 1、議会事務局 1、教育指導課 2、社会教育課 7、公民館 17、図書館 11、保谷こもれびホール（指定管理者） 11

所管課数合計 23（1 指定管理者含む）

4 調査実施期間

所管課に対して、計画の 72 の取組に対する、平成 29 年度主な実績等の調査を実施
平成 30 年 9 月 12 日～9 月 27 日

（調査結果内容確認期間：平成 30 年 11 月 12 日～11 月 22 日）

5 評価方法及び評価実施期間

所管課が、平成 29 年度に取り組んだ内容（平成 29 年度主な実績）を自己評価（一次評価）し、庁内検討委員会及び文化芸術振興推進委員会がそれぞれ、所管課の取組内容の二次評価を行った。

（評価実施期間）

庁内検討委員会：平成 30 年 11 月下旬～平成 31 年 3 月下旬

（内容確認期間：平成 31 年 2 月～3 月下旬）

文化芸術振興推進委員会：平成 30 年 11 月下旬～平成 31 年 3 月下旬

6 評価結果

評価結果については、市長へ報告するとともに、情報公開コーナー及び市ホームページで公開し、広く市民にも周知する。

計画事業の所管課においては、庁内検討委員会及び文化芸術振興推進委員会の評価コメントを問題提起として捉え、次年度以降の事業を推進する上での参考とする。